「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示」及び「航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示」の一部改正（案）について

令和８年３月
国土交通省航空局

標記について、令和８年１月13日から令和８年２月11日にかけてご意見の募集を行った結果、４件のご意見の提出がありました。寄せられたご意見と、ご意見に対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。なお、ご意見については、パブリックコメントの対象となる案件についてのご意見と、当該ご意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので、ご了承ください。

ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に篤く御礼申し上げます。

＜実施期間等＞

１．意見募集の期間　令和８年１月13日（火）～令和８年２月11日（水）
２．意見募集の対象　「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示」、「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示」及び「航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示」の一部改正（案）
３．意見提出の方法　電子政府の総合窓口、電子メール又は郵送により送付

＜意見数＞

提出意見数　４件

＜お問い合わせ先＞

国土交通省航空局　TEL 03-5253-8111(代表)
総務課企画室（内線 48154）【全体について】
航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課（内線 49121）　【改正の手続きについて】
安全部官房参事官（安全企画）航空保安対策室（内線：48275）【保安料について】
交通管制部交通管制企画課（内線 51114）　【航行援助施設利用料について】

（別　紙）

ご意見の概要	見解
＞国管理空港における保安検査等の実施に必要な経費は、航空会社と国の両者で負担しているが、従来航空会社が負担していた分も含めて、保安料として一元的に徴収する形に改めるとともに、引き続き保安検査員の処遇改善等に取り組むため、国管理空港における保安料について所要の改定を行う。 ＞また、地方航空ネットワークの維持や地方空港への国際線の就航促進の観点等から、国管理空港における現行の国内線着陸料及び国際線着陸料に係る軽減措置を継続するとともに、沖縄発着路線（国内便・国際貨物便）に係る航行援助施設利用料（以下「航援料」という。）についても、現行の軽減措置を継続する。 この部分からして既に矛盾をはらんでいるため適切な内容でない。 まず、「地方航空ネットワークの維持や地方空港への国際線の就航促進の観点」この部分は問題ない。 しかしそれでは「保安検査員の処遇改善」が遅くなってしまう。 ここは地方空港と話題を分割し、告示３はそのままで告示２のうち 【国際航空路線に係る着陸料軽減措置】 【沖縄路線に係る着陸料軽減措置】 のみ令和８年度末までとし、他は可及的速やかに軽減措置廃止を行うことにより、「保安検査員の処遇改善」に資する提案を本稿意見者からは提案したい。	今後の航空需要の増大に対応するため、多数の旅客に対し確実かつ効率的に検査を実施できるよう、保安検査員の処遇改善に向け、これまで保安検査員の人件費単価の引上げや補助対象業務の見直しにより保安検査員の給与改善に必要な経費として保安料の金額を設定していたところです。今般の見直し後の保安料についても、保安検査員の処遇改善等に必要な経費を加味して設定しており、国土交通省としては、引き続き保安検査員の処遇改善に限らず、スマートレーン等の先進検査機器の導入促進などの必要な取組を積極的に進めることにより、保安検査の量的・質的向上の推進を加速させ、さらなる保安の強化に取り組んでまいります。
軽減措置廃止後、直ちに利用者に空港利用料として補填を要求することのないよう検討頂きたい。	貴重なご意見ありがとうございます。 いただいたご意見も踏まえ、航空ネットワーク維持等のために必要な措置を適時適切に行ってまいります。
保安料を 550 円に改定する理由は？	令和７年６月に公表した「旅客の保安検査の円滑な移行に向けた実務者検討会議　中間とりまとめ」において、先行事例となる空港については令和８年度中の移行を目指すこととされ、旅客の保安検査の実施主体を航空会社から空港管理者（国管理・共用空港においては国）に移行することに伴い、これまで航空会社

	が一部負担していた保安検査員の人件費と検査機器の導入費用に加え、航空会社が全額負担していた機器保守費等も含めて保安料として一元的に徴収するため、令和８年度から保安料を 550 円とすることとしています。